

財団法人国際民商事法センター寄附行為

第一章 名称及び事務所

(名称)

第1条 この財団法人は、財団法人国際民商事法センターという(英文では、**International Civil and Commercial Law Centre Foundation** と称する。)

(事務所)

第2条 この財団法人は、事務所を東京都港区に置く。

第二章 目的及び事業

(目的)

第3条 この財団法人は、アジア地域を中心とする民商事法関係者の連帯と相互協力を強化することにより、民商事に関する各種法制の調査、研究、研修、情報交換等を行い、これら各国の民商事法とその運用の発展を支援するとともに、よりよい国際経済取引の法的仕組みを探求し、もって国際社会の繁栄と安定に資することを目的とする。

(事業)

第4条 この財団法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 アジア地域を中心とする民商事法関係者に対する研修の実施及びその援助
- 2 内外の民商事法に関する研究者、専門家等の招へい及び派遣並びにその援助
- 3 内外の民商事法に関する講演会、研究会、シンポジウム、セミナーその他調査、研究、研修及び情報交換を目的とする集会の開催並びにその援助
- 4 内外の民商事法に関する情報・資料の収集及び調査・研究の実施並びにその援助
- 5 機関誌、文献その他の資料の発行並びにこれらの交換及び頒布
- 6 内外の関係諸機関及び関係諸団体との連携及び協力
- 7 その他目的を達成するために必要な事業

第三章 財産及び会計

(財産の構成)

第5条 この財団法人の財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- 1 設立当初寄附された財産
- 2 設立後寄附された財産
- 3 事業に伴う収入
- 4 会費、補助金、賛助金その他の収入
- 5 財産から生じる果実

(財産の種別)

第6条 この財団法人の財産は、基本財産及び普通財産の2種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

1 基本財産とすることを指定して寄附された財産

2 理事会において基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 普通財産は、基本財産以外の財産で構成される。

(基本財産の処分)

第7条 基本財産は、譲渡し、交換し、費消し、貸付けし、廃棄し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の同意を得、かつ、法務大臣の認可を得て、処分することができる。

(経費の支弁)

第8条 この財団法人の経費は、普通財産をもって支弁する。

(財産の管理)

第9条 この財団法人の財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

2 基本財産のうち現金は、郵便官署若しくは銀行に預け入れ、信託銀行に信託し、又は国公債若しくは有価証券に換えて、確実に保管しなければならない。

(事業計画及び収支予算並びに事業報告及び収支決算)

第10条 この財団法人の毎会計年度の事業計画及び収支予算は、理事会の議決を経て作成し、当該会計年度の始めから3か月以内に法務大臣に報告しなければならない。

2 この財団法人の毎会計年度の事業報告及び収支決算は、年度末現在の財産目録とともに監事の監査を受けた後、理事会の議決を経て作成し、当該会計年度の終了後3か月以内に法務大臣に報告しなければならない。

(特別会計)

第11条 この財団法人は、収益事業を行うため必要があるときは、理事会の議決により特別会計を設けることができる。

2 前項の特別会計は、前条の収支予算に計上しなければならない。

(収益等の使用)

第12条 前条の特別会計から生じた収益又は剰余金は、すべて基本財産又は普通財産に繰り入れなければならない。

(会計年度)

第13条 この財団法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第四章 役員、顧問、学術評議員及び事務局

(役員)

第14条 この財団法人に、次の役員を置く。

1 理事 25名以上35名以内(うち、会長1名、理事長1名及び事務局長

1名)

2 評議員 25名以上35名以内

3 監事 2名

(役員を選任)

第15条 会長、理事長及び事務局長は、理事が互選する。

2 理事及び監事は、理事会の推薦により、評議員会の承認を得て、会長が委嘱する。

3 評議員は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

4 役員は、それぞれ相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第16条 会長は、この財団法人の会務を総括する。

2 理事長は、この財団法人を代表し、会長の旨を受けて会務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、会長又は会長の指名する理事がその職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この寄附行為に定めるところにより、この財団法人の業務を議決し、執行する。

5 事務局長は、理事長の旨を受けて日常事務を執行する。

6 評議員は、評議員会を構成し、理事長に対し、この財団法人の運営その他の重要な事項について助言する。

7 監事は、民法第59条の職務を行う。

(役員任期)

第17条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間と同一とする。

3 役員が辞任し、又はその任期が満了した場合でも、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行わなければならない。

(役員解任)

第18条 役員が次のいずれかに該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

1 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき

2 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(役員報酬)

第19条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は、理事会の議決により有給とすることができる。

2 役員には、実費を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問)

第20条 この財団法人に、特別顧問及び顧問を置くことができる。

2 特別顧問及び顧問は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

3 特別顧問及び顧問は、重要な事項について会長の諮問に応じる。

4 第17条第1項、第18条及び第19条の規定は、特別顧問及び顧問に準用する。

(学術評議員)

第21条 この財団法人に、学術評議員を置くことができる。

2 学術評議員は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

3 学術評議員は、理事長の諮問に応じ、この財団法人の事業について学術面からの助言を行い、また、理事長の要請により、専門的立場から事業の推進に協力する。

4 第17条第1項、第18条及び第19条の規定は、学術評議員にこれを準用する。

(事務局)

第22条 この財団法人の事務を処理するために、事務局を置く。

2 事務局の職員は、理事長が任免する。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第五章 会議

(理事会の招集等)

第23条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事会は、次の場合に招集する。

1 理事長が必要と認めたとき

2 理事現在数の3分の1以上の理事から、会議に付すべき事項を示して請求があったとき

3 監事から、その職務に基づき、会議に付すべき事項を示して請求があったとき

3 前項第2号及び第3号の請求があった後、遅滞なく理事会が招集されなかったときは、その請求をした理事又は監事は、理事会を招集することができる。

4 理事会の議長は、理事長とする。ただし、前項の規定により招集された理事会の議長は、出席理事が互選する。

5 評議員及び監事は、理事会の許可を受けて、これに出席し、意見を述べることができる。

(理事会の定足数等)

第24条 理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、又

は議決をすることができない。

- 2 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事若しくは理事長の承認を得た者を代理人として表決を委任することができる。
- 4 前項の場合における第1項及び第2項の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。
- 5 理事長は、急速を要する事項その他必要と認める事項については、理事に対し書面を送付して賛否を求め、会議に代えることができる。

(理事会の権能)

第25条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、会長又は理事長の付議するところにより、この財団法人の業務に関する重要な事項を議決し、執行する。

(評議員会)

第26条 評議員会は、理事長が招集する。

- 2 評議員会は、次の場合に招集する。
 - 1 理事長が必要と認めたとき
 - 2 評議員現在数の3分の1以上の評議員から、会議に付すべき事項を示して請求があったとき
- 3 前項第2号の請求があった後、遅滞なく評議員会が招集されなかったときは、その請求をした評議員は、評議員会を招集することができる。
- 4 評議員会の議長は、会議の都度、理事長が指名する。ただし、前項の規定により招集された評議員会の議長は、出席評議員が互選する。
- 5 理事及び監事は、評議員会の許可を受けて、これに出席し、意見を述べることができる。
- 6 評議員会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ、必要な事項を審議し、助言する。
- 7 第24条の規定は、評議員会に準用する。

(議事録)

第27条 すべての会議には、議事録を作成し、議長及び議長の指名する出席者2名以上が署名押印しなければならない。

第六章 会 員

(種 別)

第28条 この財団法人の会員は、次のとおりとする。

- 1 一般会員 この財団法人の目的に賛同して入会した個人又は法人
- 2 名誉会員 この財団法人の事業又は運営に特に功労のあった者で、理事会に

において適当と認めた者

(会費の納入等)

第29条 会員が納入する会費等については、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

2 特別の費用を必要とするときは、理事会の議決を経て、臨時会費を徴収することができる。

(会費等の不返還)

第30条 会員が既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

(資格の喪失)

第31条 会員は、次の理由によって資格を喪失する。

- 1 退会したとき
- 2 死亡し、又は会員である法人が解散したとき
- 3 除名されたとき

(退 会)

第32条 会員が退会しようとするときは、退会届を理事長に提出しなければならない。

(除 名)

第33条 会員が次の各号の一に該当するときは、理事会の議決を経て、理事長が除名することができる。

- 1 この財団法人の名誉を傷つけ、又はこの財団法人の目的に反する行為をしたとき
- 2 この財団法人の会員としての義務に違反したとき
- 3 会費を滞納し、督促を受けてもなお納入しないとき
- 4 会員としての品位を失うべき非行があったとき

第七章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第34条 この寄附行為は、理事会において理事現在数の3分の2以上の同意を得、かつ、法務大臣の認可を得て、変更することができる。

(解散及び残余財産の処分)

第35条 この財団法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定により解散する。

2 解散したときに存する残余財産は、理事会において同意を得、かつ、法務大臣の許可を得て、この財団法人と類似の目的を持つ他の団体に寄附するものとする。

第八章 雑 則

(規 則)

第36条 この寄附行為に定めるもののほか、この財団法人の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

1 この財団法人の設立当初の理事及び監事は、第15条第1項及び第2項の規定にかかわらず、次のとおりとし、その任期は、第17条第1項の規定にかかわらず、平成10年3月31日までとする。

理事(会長)	伊藤	正
理事(理事長)	岡村	泰孝
理事	相川	賢太郎
理事	青井	舒一
理事	磯邊	律男
理事	稲田	克巳
理事	稲葉	興作
理事	今井	敬
理事	江尻	宏一郎
理事	大西	正文
理事	奥田	碩
理事	川上	哲郎
理事	黒澤	洋
理事	河野	俊二
理事	児島	仁
理事	小杉	丈夫
理事	小林	庄一郎
理事	新宮	康男
理事	関本	忠弘
理事	高垣	佑
理事	那須	翔
理事	根本	二郎
理事	原田	直郎
理事	樋口	廣太郎
理事	日野	正晴
理事	枇杷田	泰助
理事	福川	伸次
理事	前田	勝之助
理事	松下	正治
理事	三田	勝茂
理事	三野	重和

理事	諸橋晋六
理事	梁井新一
理事	弓倉礼一
理事	渡邊悟朗
理事(事務局長)	金子浩之
監事	木村榮作
監事	中川英彦

2 この財団法人に、第20条第2項の規定にかかわらず、設立当初の特別顧問を次のとおり置くものとし、その任期は、同条第4項の規定にかかわらず、平成10年3月31日までとする。

特別顧問	豊田章一郎
特別顧問	三ヶ月 章

3 この財団法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第10条第1項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

4 この財団法人の設立当初の会計年度は、第13条の規定にかかわらず、設立の許可のあった日から平成9年3月31日までとする。